

市政 トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

地域に貢献した方を 表彰します

明るく、豊かな、住みよい地域づくりに貢献していただいている方の善行や多年にわたる地域活動に対し、表彰状・感謝状を贈呈し、感謝するものです。

次に該当する方の推薦を広く募集します。自推、他推は問いません。

表彰対象

自発的に行った活動で、特に地域社会に対する貢献が顕著な、次に掲げる項目に該当する方。ただし、自らの便益のための活動、営利活動は対象となりません。

- ① 人命救助活動に貢献
- ② 5年以上にわたる社会奉仕活動
- ③ 5年以上にわたる緑化推進活動



④ 5年以上にわたる環境美化活動

応募方法

人事グループで配布する推薦書もしくは、自由な様式に被表彰候補者氏名・生年月日・住所・活動状況、推薦者氏名・住所・電話番号を明記し、人事グループへ提出。郵送、ファクス、電子メールでの提出も可。

選考

推薦を受けた被表彰候補者の中から、表彰審査委員会で選考。

募集締切 8月31日(金)

表彰日 12月1日(土)の市民表彰式

問合せ先

市役所人事グループ

☎52111111 (内線309)

在宅重度障害者手当 受給者の方は 現況届の提出を

在宅重度障害者手当を受給している方は、現況届を提出してください。

これは、受給者の受給資格と所得状況を確認し、引き続き手当が受けられるかどうかを決定するものです。

現況届などの用紙は、地域福祉グループから受給者の方へ郵送します。必要事項を記入・押印のうえ返信用封筒にて郵送してください。届かない場合は、連絡してください。

提出期限 9月10日(月)

提出書類 現況届、同意書

※平成24年1月1日時点で、高浜市に在住していなかった方は、所得証明の提出が必要です。

提出・問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

☎5210871



国民年金保険料 後納制度が始まります

これまででは、国民年金保険料を納めずに2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、10月1日(月)〜平成27年9月30日(水)までの3年間に限り、過去10年以内の未納の保険料を納めることができる、後納制度が始まります。

過去10年以内の保険料を納めることで、将来の年金額を増やす、年金の受給権確保につながる、などが可能になります。

自身の年金の記録については、ねんきんネットで確認できます。

(<http://www.nenkin.go.jp>)

※後納制度は事前申込が必要で、審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤルまたは近くの年金事務所に問い合わせてください。

問合せ先

・国民年金保険料専用ダイヤル

☎05701011050

・刈谷年金事務所国民年金課

☎21121509